

● 電子帳簿保存法の実務対応について

2024年1月1日より電子帳簿保存法（電帳法）が改正され、電子取引データの電子保存が義務となりました。大企業は、システム導入やクラウド保存などで対応しているようですが、中小企業等では、実務上「猶予措置」を適用する場合も考えられます。

電子データについて、従来は紙で保存が原則でしたが、データで保存に改正されました。

書類の受け渡し方法	従来	改正（2024.1～）
紙・FAX	紙で保存	紙で保存
電子データ	紙に印刷して保存	電子データで保存

電子データの保存は、原則として以下の要件を満たさなければなりません。

要件	内容
① ディスプレイ等の備付け等	パソコン・スマホ・タブレット・プリンタ等を備付け、画面表示や印刷ができる
② 検索機能の確保※	日付・金額・取引先を検索の条件として設定できる
③ 改ざん防止等の措置	タイムスタンプを付与する、訂正削除の履歴が残るシステムを導入する等で電子データを保存する または、改ざん防止のための事務処理規定を定める

※ 2期前の売上高が5,000万円以下の場合、または電子データを印刷して整理している場合は、
②検索機能確保の要件は不要

ただし、これらの保存要件には「猶予措置」があり、要件に対応することが困難な「相当の理由」がある場合は、上記の①～③の要件を充足しないで、単に電子データを保存すればよいことになっています。この「相当の理由」は、幅広く認められることになっております（システム・資金・人手に問題がない場合等は認められない）。

（猶予措置） 単に電子データを保存すれば OK！

- 電子データを保存し、税務調査等でデータを提出できるようにする
- 電子データを、税務調査等で印刷して提出できるようにする

なお、電子データも紙の書類と同じく、原則7年間の保存が必要となっております。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
4月	個人所得税・消費税の振替納付 固定資産税の納付（第1期）	
5月	自動車税の納付	

（注） 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）。

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。